

津市学校屋内運動場等の使用に伴う電気料金等の一部負担に関する基準

平成 24 年 3 月 7 日訓第 4 号

改正 令和 7 年 3 月 19 日訓第 11 号

令和 8 年 3 月 31 日訓第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、津市学校体育施設の開放に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 37 号）第 14 条の規定に基づき、住民が学校屋内運動場等を使用する場合（以下「学校開放」という。）の電気料金等（以下「料金」という。）の一部負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(料金の負担)

第 2 条 学校屋内運動場等を使用しようとする団体の代表者（以下「使用者」という。）は、別表第 1 に定める料金を負担するものとする。ただし、自治会、PTA、子ども会等（以下「自治会等」という。）の団体が使用する場合の料金は、別表第 2 のとおりとする。

2 料金の負担は、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、10 月から 12 月まで及び翌年の 1 月から 3 月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごととし、使用実績に応じて負担するものとする。

3 市長は、学校屋内運動場等の使用に係る料金の額について、納入通知書（津市会計規則（平成 18 年津市規則第 42 号）第 10 号様式）により、当該四半期の翌四半期の最初の月の 15 日までに使用者に通知するものとする。

4 前項の納入通知書に指定すべき納付期限は、その発送の日から起算して 20 日以内とする。

(料金の支払)

第 3 条 使用者は、前条第 3 項の納入通知書に指定された納付期限までに、津市指定金融機関又は津市収納代理金融機関に料金を払い込まなければならない。

(納付された料金の予算科目等)

第 4 条 納付された料金の予算科目は、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入(節)教育雑入とし、納入通知書の摘要欄には、各四半期分の学校屋内運動場等使用電気料金である旨を記載するものとする。

(実績報告)

第5条 学校長は、毎月の学校開放の利用状況について学校開放利用実績表(別記様式)に記載し、翌月の10日までに津市教育委員会に提出するものとする。

(補則)

第6条 住民が学校屋内運動場等以外の施設を使用したことにより、料金を負担する必要がある場合においては、この基準の規定を準用する。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、料金の負担に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の規定は、この訓の施行の日(以下「施行日」という。)以後の学校屋内運動場等の使用に係る料金について適用し、施行日前の学校屋内運動場等の使用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市学校屋内運動場等の使用に伴う電気料金の一部負担に関する基準の規定は、この訓の施行の日以後の学校屋内運動場等の使用に係る電気料金について適用し、同日前の学校屋内運動場等の使用に係る電気料金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市学校屋内運動場等の使用に伴う電気料金等の一部負担に関する基準の規定は、この訓の施行の日以後の学校屋内運動場等の使用に係る電気料金について適用し、同日前の学校屋内運動場等の使用に係る電気料金については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 2 条関係）

学校屋内運動場等の使用に伴う料金

単位 円

使用区分	料 金	
屋内運動場等照明施設	1 時間当たり	2 0 0
屋外照明施設	1 時間当たり	1 , 0 0 0
屋内運動場冷暖房機器	1 時間当たり	5 0 0
会議室冷暖房機器	1 時間当たり	2 0 0
〔備考〕 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又は使用時間が 1 時間未満であるときは、これらを 1 時間とする。		

別表第 2（第 2 条関係）

学校屋内運動場等の使用に伴う料金
（自治会等の団体が使用する場合）

単位 円

使用区分	料 金	
屋外照明施設（津市スポーツ少年団本部に登録するスポーツ少年団又は総合型地域文化・スポーツクラブが大会の練習、スポーツ教室、サークル活動等に使用する場合に限る。）	1 時間当たり	5 0 0
屋内運動場冷暖房機器	1 時間当たり	5 0 0
〔備考〕 1 自治会等の団体が使用する場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 自治会等が主催するスポーツ大会その他の行事（以下「自治会等主催スポーツ大会等」という。）で使用する場合 (2) 自治会等が自治会等主催スポーツ大会等の開催日前 1 月以内に、当該自治会等主催スポーツ大会等の練習又は準備のために使用する場合 (3) 本市の区域内に在住する小学生又は中学生が主体になって行われるスポーツ大会その他の行事で使用する場合 (4) 津市スポーツ少年団本部に登録するスポーツ少年団又は総合型地域文化・スポーツクラブが大会の練習、スポーツ教室、サークル活動等に使用する場合 (5) その他市長が特に必要があると認める場合 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又は使用時間が 1 時間未満であるときは、これらを 1 時間とする。		

別記様式（第5条関係）

学校開放利用実績表（ 月分）

津市立 学校（体育施設利用運営委員会）

学校長（委員長）

印

区分	団体名	利用日	時間数	請求金額	管理員
運営委員会に登録された団体の利用		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
	計	日	時間	円	
区分	団体名	利用日	時間数	請求金額	代表者住所・氏名
学校長の開校利用		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
		日 ()	h		
	計	日	時間	円	

管理員名	日数

管理員名	日数

